

(3) 通級による指導の意義と開設

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、小学校、中学校等において、以下に示す障がいのある児童生徒が、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、**大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障がいに応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態**です。

【対象となる障がい種】

言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

Check： 下線は、当該児童生徒が特別の指導（自立活動）を必要としているかどうかであり、通級による指導を受ける場合は専門的な検討が求められることから、教育支援委員会の意見等も十分に考慮し、児童生徒の在籍する学校の校長が判断することになります。

段階的な指導内容の一つとして各教科の教材や題材を活用することは考えられますが、「通級による指導」では**自立活動の指導**を行うため、単なる教科の遅れを補完する指導ではないことに留意が必要です。

Check： 通級による指導は平成5年に制度化され、その後、教室数は年々増加しており、本道における通級指導教室は令和5年5月現在で586教室となっています。しかし特別支援学級の4,823教室と比較すると依然少なく、通級指導教室を設置していない学校も多くあります。こうした傾向は全国でも同様であり、国では通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加等を背景に、連続した多様な学びの場の一つである通級指導教室の充実につながるよう、**通級指導担当教員の加配を平成29年度から10年計画で児童生徒13人に1人と基礎定数化**しています。

〔通級指導加配申請等のスケジュール〕

10月中旬	道教委は市町村教育委員会へ通級指導を実施する学校の次年度の5月1日現在の対象児童生徒予定数と加配の必要性について調査
1月中旬	次年度の対象児童を正確に把握するため、再度、次年度の5月1日現在の対象児童生徒予定数を調査
2月中旬	加配の内示
翌年5月	5月1日現在の通級による指導を受ける児童生徒数を調査

〔「通級による指導」の実施形態等〕

自校通級：児童生徒が在籍する学校で指導を受ける形態
 他校通級：児童生徒が他の学校において通級による指導を受ける形態
 巡回指導：通級による指導の担当教員が対象の児童生徒が在籍する学校へ巡回して指導を行う形態

Check： 通級による指導の充実については、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について（通知）[令和5年3月13日文部科学省]」に示されています。



校長には、校内委員会の機能を使って、通級担当教員と通常の学級担任との連携体制及び入級や退級の目安についてあらかじめ明確にしておくことや、校内人事において、適切な教員を配置するほか、通級を設置している学校との連携によるOJTなど、担当教員の専門性を高める仕組みを整えることが求められます。